

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の候補物質の 関係者の関心の程度の評価方法について（補足説明）

令和7年11月11日に開催した、令和7年度第2回食品の安全性に関するリスク管理検討会において、農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の候補物質の関係者の関心の程度の評価方法について、『現行の「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」に収載していない有害化学物質については、リスク管理検討会における関係者からの意見に基づいて、H、M、Lの3段階に分類する』としていたところである。

今般、食品安全の観点での有害化学物質に対する関心についてのアンケートにおいて、現行の優先リストに収載されていないが関心があると回答があった有害化学物質については、自由記載での回答件数を指標として、以下のとおり、関係者の関心の程度をH、M、Lの3段階に予備的に分類した。

H：総回答者の10%以上から関心がある化学物質として回答があったもの。

M：総回答者の1%以上10%未満から関心がある化学物質として回答があったもの。

L：それ以外のもの。

なお、令和7年度第2回食品の安全性に関するリスク管理検討会においては、メンバーの皆様からプベルル酸、マイクロプラスチック、テトロドトキシン、エチレンオキシド、メタノールに関して、リスク管理の優先度に関するコメントがあった。

- ・ プベルル酸：情報が不足しているため、情報収集を前提としてリスク管理を進めてはどうか。
- ・ マイクロプラスチック：情報収集をすべき危害要因の観点で優先リストに掲載してもよいのではないか。
- ・ テトロドトキシン、エチレンオキシド、メタノール：食品衛生法での規制があり、汚染リスクのあるものは流通していない前提となるため、優先リストに収載する必要性は低いのではないか。
- ・ テトロドトキシン：交雑等による有毒部位の変異は問題となっており、現行規制が十分かという論点があるのではないか。魚種による安全性の評価が課題ではないか。しらす等へのフグの稚魚の混入については、ほとんどテトロドトキシンが含有されていないにも関わらず、食品衛生法での規制がかかっている状況。

現行の優先リストに収載されていないが関心があるとアンケートで回答があった有害化学物質についての、関係者の関心の程度の予備的な分類結果は、以下の表のとおり。

危害要因名		回答件数	予備的な分類結果
海産毒素	テトロドトキシン（ふぐ毒）	86	M
	パリトキシン、パリトキシン様毒	18	M
	ドウモイ酸（記憶喪失性貝毒）	14	L
	プロスタグラニン (プロスタグラニン E2)	3	L
	ブレベトキシン類 (神経性貝毒)	2	L
かび毒	ペルル酸	13	L
	シトリニン	1	L
	ウスチロキシンA	1	L
	フザリン酸	1	L
	シクロピアゾン酸	1	L
植物性自然毒	トロパンアルカロイド類	7	L
	エキセチン	1	L
重金属等	クロム	10	L
	銅	8	L
	セレン	6	L
	スズ	5	L
	マンガン	4	L
	ニッケル	3	L
	タリウム	3	L
	モリブデン	2	L
	アルミニウム	2	L
	亜鉛	2	L
	ヨウ素	1	L
	エチレンオキシド、 2-クロロエタノール	3	L
食品の加工や製造 の過程などで生成 する有害な副産物	メタノール (発酵食品等の副産物)	2	L
	カルバミン酸エチル	2	L
	ヘテロサイクリックアミン類	1	L
	マイクロプラスチック	32	M
その他の環境汚染 物質	自然放射性物質	1	L
	放射性ストロンチウム	1	L
	トリチウム	1	L
	有機スズ化合物	1	L
	臭素系難燃剤	1	L
	ミネラルオイル	1	L